

国際公会計基準審議 (IPSAS) 第 41 号「金融商品」の解説

IPSASB テクニカル・アドバイザー／公認会計士 藤谷 竹生 ふきや たけお

公認会計士 高橋 宏延 たかはし ひろのぶ

1. 本基準の目的

国際公会計基準審議会 (IPSASB) は 2018 年 8 月に国際公会計基準 (IPSAS) 第 41 号「金融商品」(以下「本基準」という。)を公表した。

本基準の目的は、主体が金融商品とその影響について財務諸表で提供する情報の目的適合性、表現の忠実性、及び比較可能性を改善することが目的である。具体的には、IFRS 第 9 号「金融商品」をベースとして、金融商品の分類、認識、測定に関する要求事項を定めている。

2. 開発状況

(1) IFRS 第 9 号との整合性の維持

本基準は、現行の IPSAS 第 29 号「金融商品：認識及び測定」に代わる基準である。IPSAS 第 29 号は、国際会計基準 (IAS) 第 39 号に基づいて開発され、2010 年に公表されている。その後、国際会計基準審議会 (IASB) は IAS 第 39 号の複雑さを解消し、提供する財務情報を充実するために IFRS 第 9 号「金融商品」を 2014 年にかけて段階的に公表した。本基準は、IPSAS と IFRS との整合性を維持するために IFRS 第 9 号に基づいて開発されたものである。

	IPSAS	ベースとなる IFRS
現行基準	IPSAS 第 29 号	IAS 第 39 号
新基準	IPSAS 第 41 号	IFRS 第 9 号

IPSAS には公的部門特有の基準だけでなく IFRS 等との整合性を維持するための基準が多く含まれている。そのような基準の開発を行う際には、方針書の一つである「IASB 文書のレビュー及び修正に関する方針書」に従う。

IPSASB は、当該方針書にしたがって、IFRS 第 9 号を修正すべき公的部門特有の論点が存在するか否か、及び IFRS 第 9 号のガイダンスには公的部門に不適切な内容、又は適用不可能な内容が含まれていないかについて、レビューを実施した。

その結果、IFRS 第 9 号の本文及び適用指針の定める原則は公的部門に対しても適切であること、かつ当該原則からの重大な離脱は認めないことを確認した。そこで本文及び適用指針のセクションには極力 IFRS 第 9 号の文章をそのまま使用し、主に設例セクションにおいて公的部門特有のガイダンスや設例の追加を行っている。

(2) 他のプロジェクトとの関係

IPSASB では、複数のプロジェクトで公的部門の主体が扱う各種の金融商品を検討中である。本基準は IPSAS 第 29 号を主な修正対象としているが、派生的に IPSAS 第 28 号「金融商品：表示」及び IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」も修正する。

現行基準・進行中のプロジェクト	公的部門特有の金融商品
IPSAS 第 28 号「金融商品：表示」	—
IPSAS 第 29 号 「金融商品：認識及び測定」	<ul style="list-style-type: none"> • コンセSSIONナリー・ローン (※) • 非交換取引を通じた金融保証契約
IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」	—
IPSAS 第 28 号～第 30 号を 更新するプロジェクト (本基準)	• IPSAS 第 29 号の上記 2 項目に、将来 税込等の証券化取引を追加
収益・非交換費用のプロジェクト (進行 中)	• 法定債権債務 (税金・補助金など)
公的部門特有の金融商品のプロジェクト (進行中)	<ul style="list-style-type: none"> • 流通通貨 • 貨幣用金 • IMF クォータ出資金・特別引出権

※ コンセSSIONナリー・ローンとは、市場水準よりも低い金利や元本返済の免除条件が付されている貸付金である。代表例としては学生向けの奨学貸付金などがある。

3. 現行の金融商品 IPSAS との相違点

本基準と現行の IPSAS 第 29 号との大きな違いは以下の 3 点である。

	本基準	IPSAS 第 29 号
金融資産の分類 モデル	キャッシュ・フローと資産の保有目的の 2 項目を判断基準とする単一の分類モデルを全ての金融資産に適用する。 金融資産の測定方法を公正価値又は償却原価のいずれかに分類する。	金融資産を 4 種類に分類し、それぞれの測定方法を指定。 ① 当期余剰／欠損を通じて公正価値で測定する金融資産 ② 満期保有投資 ③ 貸付金及び債権 ④ 売却可能金融資産
減損	金融商品に単一の予想信用損失モデルを適用することで、発生減損損失モデルよりも早い段階で減損損失を認識する。	資産の種類によって減損損失の認識及び測定方法が異なる。発生減損損失モデルを適用する。

	本基準	IPSAS 第 29 号
ヘッジ会計	ヘッジ手段やヘッジ対象についての適格性の要件や、ヘッジの有効性に関する要求事項を緩和し、より弾力的にヘッジ会計を適用可能とした。 例えば、ヘッジ有効性の数値基準は廃止し、場合によっては定性的な条件による評価も認めている。	過度に複雑かつ規則主義的との批判があった。 例えば、ヘッジ有効性に関して 80~125%の数値基準を定めていた。

4. 本基準と IFRS 第 9 号の違い

本基準は、IFRS 第 9 号を基に作られているが、IPSAS 第 29 号で採用されていた公的部門特有の事項の記載をそのまま引き継ぐとともに、新しい公的部門特有の事項も一部追加している。その結果、IFRS 第 9 号とは主に以下の点で異なっている。

項目・条項	差異内容の説明
用語	IPSASB ハンドブックとの整合性確保 利益又は損失 → 余剰又は欠損 その他の包括利益 → 純資産・持分
9 項 AG 7 項~AG14 項	IFRS では用語定義は付録 A に掲載 IPSAS では用語定義は本文第 9 項に掲載
66 項~68 項 AG144 項~AG155 項	公正価値測定のガイダンスを追加 IFRS 第 9 号の金融商品の公正価値測定に関するガイダンスは IFRS 第 13 号で提供されているが、IPSAS には IFRS 第 13 号に対応する基準がない。そこで IPSAS の現行の公正価値に関するガイダンスを追加した。
156 項 (発効日)	IFRS 第 9 号は段階的に発行されてきたため、その初期バージョンの取り扱いに関する条項 (発効日及び早期適用に関する規定 (IFRS 第 9 号 7.2.27 項以降)) は、本基準では不要なので削除している
AG33 項	税金など国家権力から生じる将来フローの証券化スキームのガイダンス。IFRS 第 9 号では扱っていない公的部門特有の取引である。

項目・条項	差異内容の説明
AG114 項	非交換収益のガイダンスは、公的部門特有。IPSAS 第 29 号 AG81 項 をそのまま持ち込み。
AG118 項～AG127 項	コンセッションナリー・ローンは、公的部門特有。IPSAS 第 29 号のガイダンスを持ち込み。
AG128 項～AG130 項	非交換取引から生じる資本性金融商品は、公的部門特有。本基準から追加した新しいガイダンス。
AG131 項～AG136 項	非交換取引を通じて発行した金融保証の評価のガイダンス。公的部門特有。IPSAS 第 29 号のガイダンスを持ち込み。

5. 目的（第1項）

財務諸表の利用者が、主体の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価するに当たって、目的適合性のある有用な情報を表示する金融資産及び金融負債の財務報告に関する原則を確立することである。

6. 範囲（第2項～第8項）

本基準は原則として全ての金融商品を適用対象とするが、金融商品は幅広く、他の現行 IPSAS の対象範囲となっているものも多い。第2項ではそのような適用除外の金融商品を列挙している。

例えば、被支配主体に対する持分（IPSAS 第 35 号）、関連法人に対する持分（IPSAS 第 36 号）、リースに基づく権利・義務（IPSAS 第 13 号）などは本基準の対象範囲外である。

公的部門特有の事項として、非交換取引から生じる権利・義務が挙げられている。これらは IPSAS 第 23 号で通常は取り扱われるので対象範囲外であるが、一定の履行義務を有する非交換取引については本基準の対象となる。例えば、未履行時には返還義務のある補助金を国際機関から現金で受取る等によって金融資産が生じる場合には、その金融資産の測定には本基準が適用される（AG 第 6 項）。

7. 定義（第9項）

IFRS第9号では定義は付録Aで定めているが、本基準では他のIPSASと同様に本文に定義のセクションを設けている。以下は、IFRS第9号と本基準の定義の違いをまとめた表である。下記表に掲載されているもの以外について、本基準はIFRS第9号の定義をそのまま採用している。

IFRS 第9号	IPSAS 第41号
配当	配当及び類似の分配（利益の分配に限定していない）
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	当期余剰又は欠損を通じて公正価値で測定する金融負債

デリバティブ及び売買目的保有は基準本文ではなく、適用指針（AG）に例示とともに定義されている（それぞれAG第7項～AG第11項、AG第12項～AG第14項）。

以下の用語は、本基準ではなく、IPSAS第28号又は第30号で定義されている。

IPSAS 第28号「金融商品：表示」	IPSAS 第30号「金融商品：開示」
資本性金融商品	信用リスク
金融商品	為替リスク
金融資産	金利リスク
金融負債	流動性リスク
プッタブル金融商品	借入金
	市場リスク
	その他の価格リスク
	期限超過

8. 認識①：当初認識（第10項～第11項）

金融資産及び金融負債は、主体が契約の当事者になった日に財政状態計算書上に認識する。ただし、金融資産の通常の方法による売買は、取引日（購入することを確認した日＝契約の当事者になった日）又は決済日（資産の引渡日）のどちらで認識（又は認識を中止）するかを会計方針として選択することができる。決済日を選択する場合、当該商品を取引日から決済日までの間、デリバティブとして扱う必要がなくなる。

9. 認識②：金融資産の認識の中止（第12項～第34項）

金融資産は、そのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合に、認識を中止する。金融資産を譲渡し、かつ下表内の中止要件を満たす場合にも、認識を中止する（第14項）。

- 主体は譲渡した金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほぼ全てを以下のいずれかとする。

リスクと経済価値の状況	金融資産の認識に関する取扱い
移転している	金融資産の認識を中止する
保持している	金融資産の認識を継続する
どちらでもない	金融資産に対する支配を保持しているかを判定する <ul style="list-style-type: none"> ▶ 保持している→ 金融資産への継続的関与の範囲で認識を継続する ▶ 保持していない→ 認識を中止する

10. 認識③：金融負債の認識の中止（第 35 項～第 38 項）

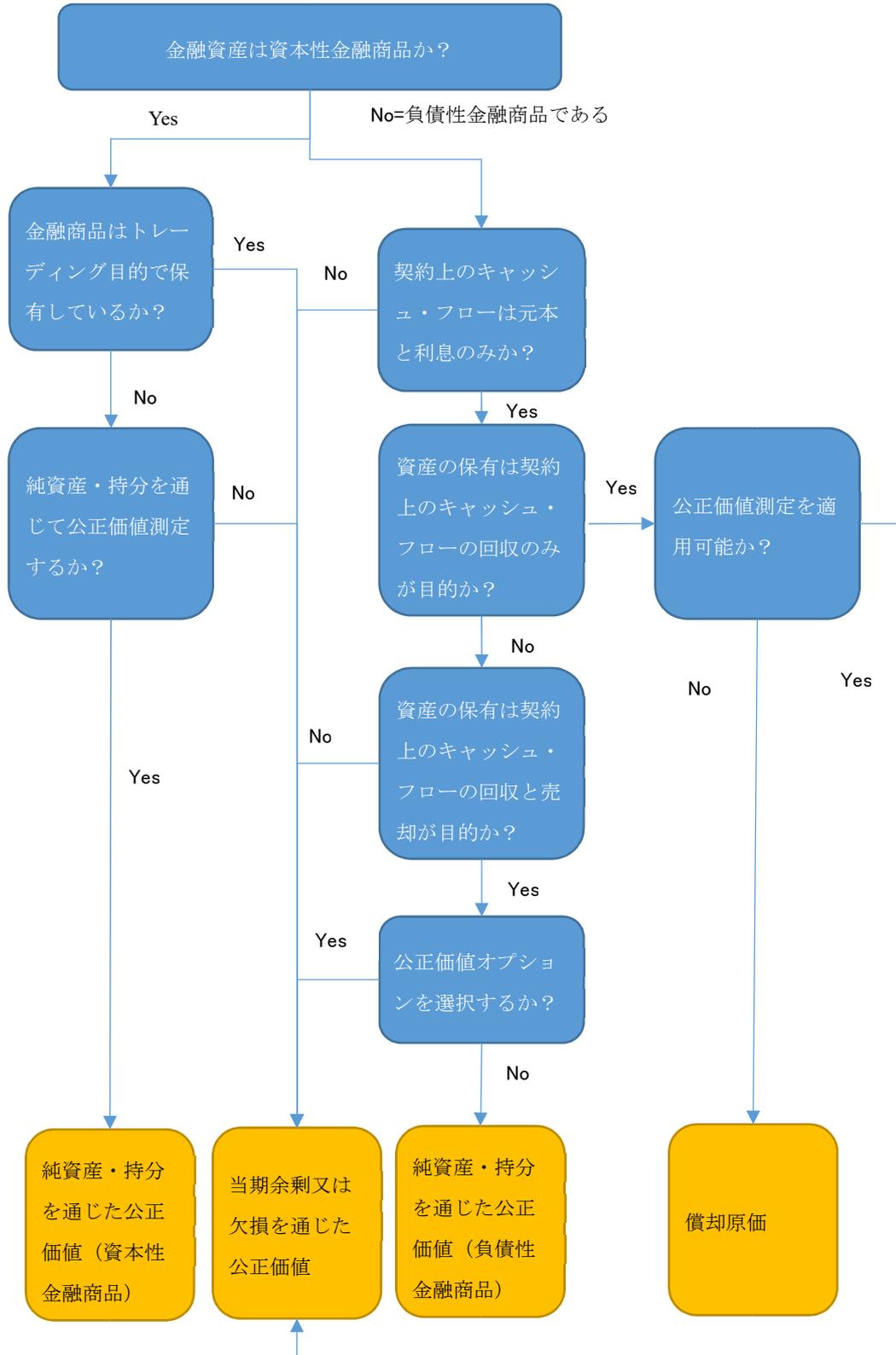
金融負債は、消滅（債務の免責、取消、失効）した場合にのみ認識を中止する。現在の借手と貸手の間での、大幅に異なる条件による負債性金融商品の交換は、金融負債の消滅と、新しい金融負債の認識として会計処理する。

11. 認識④：証券化スキーム（AG33 項）

将来の税金等を証券化する国が存在する。このようなスキームにおいて受領する対価は、IPSAS 第 9 号に従って会計処理する。主体は、証券化は IPSAS 第 28 号に定める金融負債の定義を満たすかについても検討する必要がある。金融負債の例としては借入金、金融保証、債権回収又は管理契約から生じる負債、購入主体の代理で回収した現金に関する負債などが挙げられる。金融負債は、主体が商品の契約当事者になった日に当初認識する。

12. 分類①：金融資産の分類（第 39 項～第 44 項）

本基準の金融資産の認識及び測定のプロフローは下図のとおりである。



金融資産は、当初認識時において、以下の3種類に区分する。

<ul style="list-style-type: none"> 償却原価で測定する区分 純資産・持分を通じて公正価値で測定する区分（※） 当期純余剰又は欠損を通じて公正価値で測定する区分

※ IFRS 第9号は、その他の包括利益（OCI）を通じて公正価値で測定する区分（FVTOCI）を設けているが、IPSASにはOCIの概念がないため、純資産・持分を通じて公正価値で測定する区分を設けている。

金融資産の区分では、キャッシュ・フロー要件と、管理モデル要件の二つが主な判断ポイントとなる。

キャッシュ・フロー要件	金融資産の契約上のキャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する利息のみから構成されるか（※）
管理モデル要件	金融資産の保有目的は、以下のどちらに該当するか <ul style="list-style-type: none"> 契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とする 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的とする

※ 元本とは、金融資産の当初認識時の公正価値である。利息とは、特定の期間における元本残高に対する貨幣の時間的価値への対価、信用リスクへの対価、及びその他の基本的な融資のリスク及びコストへの対価、並びに利益マージンである。

3種類の区分	キャッシュ・フロー要件	管理モデル要件
償却原価で測定する区分 (原則)	満たす	契約上のキャッシュ・フローの回収のみを目的とする
純資産・持分を通じて公正価値で測定する区分	満たす	契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的とする
当期純余剰又は欠損を通じて公正価値で測定する区分	満たさない	該当なし

なお、資本性金融商品（普通株式等）は、原則として、当期純余剰又は欠損を通じて公正価値で測定する区分に分類するが、トレーディング目的以外の資本性金融商品については、純資産・持分を通じて公正価値で測定する区分に指定することもできる（ただし一度指定したら取消不能）。

13. 分類②：金融負債の分類（第45項～第46項）

金融負債は、当初認識時には、原則として償却原価で測定する区分に分類する。ただし、トレーディング目的で保有する金融負債は、当期純余剰又は欠損を通じて公正価値

で測定する区分に分類する。

14. 分類③：組込デリバティブ（第 47 項～第 53 項）

組込デリバティブとは、デリバティブではない主契約と、一つ以上の組込デリバティブの両方を含む混合契約（仕組商品）の構成部分である。具体例として、転換社債、クレジット・リンク債、為替連動型預金などが挙げられる。組込デリバティブを含む混合契約は、そのキャッシュ・フローの一部が単独のデリバティブと同様に変動する。

混合契約の主契約が金融資産の場合には、前述の金融資産の分類に関する要求事項を、主契約と組込デリバティブの全体に対して適用する。

以下の要件全てを満たす場合、組込デリバティブは主契約とは分離して、本基準に従ってデリバティブとして会計処理する。

- 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約のそれらとは密接に関連しない。
- 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品が、デリバティブの定義を満たす。
- 混合契約が、公正価値で測定して公正価値変動を当期純余剰又は欠損で認識するものではない。

15. 分類④：分類変更（第 54 項～第 56 項）

金融資産の分類変更は、原則禁止である。ただし、金融資産の管理モデルを変更した場合に限っては、影響を受ける金融資産について分類を再検討しなければならない。

金融負債の分類変更は、禁止されている。

< 公的部門における金融資産の管理モデル変更の例 >

政府のある部門が、将来のインフラ整備プロジェクトに備えて、固定金利の長期債券のポートフォリオを保有していた。しかし、政府の計画の変更によって、当該整備プロジェクトは中止になった。債券のポートフォリオは、主体の通常の投資ポートフォリオに取り込まれた。当該投資ポートフォリオは定期的に売却され、主体の多様な業務の財源として取り崩されている。

16. 測定①：当初測定（第 57 項～第 60 項）

金融資産又は金融負債の当初認識時における測定は、公正価値（通常は、取引価格すなわち支払対価又は受取対価）で行う。ただし、当期純余剰又は欠損を通じて公正価値で測定する区分以外の金融資産又は金融負債は、公正価値に取引コストを加算する。当初認識時の金融資産又は金融負債の公正価値が取引価格と異なるときは以下のように当初測定に係る会計処理を行う（AG117 項及び AG115 項）。

当該公正価値が同一の資産又は負債についての活発な市場における相場価格（すなわちレベル 1 のインプット）の証拠がある場合、又は観察可能な市場からのデータのみを用いた評価技法に基づいている場合には、当該公正価値で測定し、取引価格との差額を利得又は損失として認識する。

レベル 1 のインプットの証拠がない場合は、公正価値と取引価格との差額を繰り延べるように調整した額で会計処理する。当初認識後、その繰り延べた差額を、市場参加者が当該資産又は負債の価格付けを行う場合考慮に入れると想定される要因（時間を含む）

の変化から生じている範囲内でのみ、利得又は損失として認識する。

非交換取引から生じる資産及び負債の当初認識及び測定は、IPSAS 第 23 号で取扱う。非交換収益から生じる資産は、契約による場合とよらない場合があるが、契約による場合には、取引コストについては本基準の定めに従って会計処理を行う（AG114 項）。

当初測定に関する上記原則に対する例外として、短期債権債務に関して割引の影響に重要性がない場合は、当初請求金額での測定を認めている。

17. 測定②：金融資産の事後測定（第 61 項～第 63 項）

金融資産の事後測定は、12.で前述した 3 種類の区分で行う。

- 償却原価で測定する区分（原則）
- 純資産・持分を通じて公正価値で測定する区分
- 当期純余剰又は欠損を通じて公正価値で測定する区分

なお、21.で後述する減損の要求事項を償却原価区分の金融資産と、純資産・持分を通じて公正価値で測定する区分の金融資産に適用する。

ヘッジ対象として指定された金融資産には、18 ページ以降で後述するヘッジ会計を適用する。

18. 測定③：金融負債の事後測定（第 64 項～第 65 項）

金融負債の事後測定は、13.で前述したように、原則は償却原価で測定する。ただしトレーディング目的で保有する金融負債は、当期純余剰又は欠損を通じて公正価値で測定する。

19. 測定④：公正価値測定の検討（第 66 項～第 68 項）

IPSAS には公正価値を扱う IFRS 第 13 号に対応する個別の基準がないため、公正価値に関するガイダンスを本基準内で定めている。金融資産又は金融負債の公正価値を検討する際に、主体は適用指針の AG144 項～AG155 項を適用しなければならない。

公正価値は、活発な市場における相場価格がベストであるが、相場価格の入手が難しい場合には評価技法を用いて算定する。

20. 測定⑤：償却原価測定（第 69 項～第 72 項）

償却原価とは、金融資産又は金融負債の当初認識時に測定された金額に対し、(a)元本返済額の控除、(b)実効金利法による償却累計額の加減、(c)減損の控除（金融資産の場合）について調整した価額である。

21. 測定⑥：減損（第 73 項～第 93 項）

IPSAS 第 29 号は、金融資産の減損について「発生減損損失モデル」を適用しているが、これは信用事象が発生したという明確な証拠をもって初めて減損損失を計上する考え方である。ギリシャ危機等の反省から、実際には発生している可能性が高い減損損失の計上タイミングが遅れることに批判が起きていた。また、金融商品の種類ごとに減損の認識及び測定の方法が異なっていた。

本基準では、金融商品の種類を問わない単一の予想信用損失モデルを提示している。

このモデルでは減損認識の閾値を廃止しており、その代わりに主体は、各年度末において将来回収できないと予想する契約上のキャッシュ・フローを割引いて信用損失を認識することになる。つまり、IPSAS 第 29 号よりも早めの時点で損失が認識されるように工夫されている。減損の判断は、信用リスクの増大に応じて 3 段階に区分される。

ただし、通常の交換・非交換取引から生じた債権はステージ 2 からの適用となる。また、短期債権には予想信用損失モデルは適用されない。

ステージ 1

購入時又は製造時に、12 か月の予想信用損失を当期余剰又は欠損に認識。
12 か月の予想信用損失は、報告日後 12 か月以内に発生し得る債務不履行の結果として被る全期間の予想信用損失の一部である。

当初認識時と比べて
信用リスクの著しい増大

ステージ 2

全期間の予想信用損失を認識。
全期間の予想信用損失は、金融商品の全期間を通じて、借手が債務不履行を起こした場合に生じる損失の予想現在価値の測定額である。

信用リスクの著しい増大
信用減損の証拠

ステージ 3

全期間の予想信用損失を継続して認識。
利息収益は、金融商品の償却原価に基づいて算定する。(ステージ 1 及びステージ 2 の繰越簿価に基づいて算定)

22. 測定⑦：金融資産の分類変更（第 94 項～第 100 項）

15.で説明した金融資産の分類変更は、変更日から将来に向けて変更しなければならない。変更日前に認識した利得、損失又は利息は修正再表示できない。このセクションでは、3つの区分のそれぞれから他の区分へ分類変更する場合の、測定日と測定金額を定めている。

23. 測定⑧：利得又は損失（第 101 項～第 112 項）

公正価値で測定する金融資産又は金融負債に係る利得又は損失は、当期純余剰又は欠損に認識する。ただし、ヘッジについては別に定めがある。

24. 測定⑨：コンセッションナリー・ローン（AG118 項～AG127 項）

コンセッションナリー・ローンとは、公的部門において行われている、市場金利よりも低金利での借入金や貸付金である。例えば、国際機関や政府が提供する、開発途上国や小農場に対する融資、学生ローン、低所得世帯向け住宅ローン等が挙げられる。

コンセッションナリー・ローンは、信用減損や債権放棄（事後測定）とは異なり、当初認識時点から市場条件以下で設定されている。

当初認識時の取引価格は、市場価値以下なので公正価値ではない場合がある。

当初認識及び測定にあたり、コンセッションナリー・ローンの内訳が融資、補助金、所有者からの拠出又はそれらの組み合わせかどうかを検討する。一部が融資である場合は、融資の公正価値と取引価格の差額（コンセッションナリー要素）は、以下のように扱う。借手は、IPSAS 第 23 号に従って会計処理（非交換収益）とし、貸手は費用処理となる。

事後測定は、他の金融商品と同様に第 39 項から第 44 項に従って区分を評価し、第 61 項から第 65 項に従って測定する。

なお、コンセッションナリー・ローンと IFRS 第 9 号における組成された信用減損資産の関係について、適用ガイダンス G5 及び G6 に事例とともに解説されている。

以下、本基準の設例（設例 20 及び 21）を紹介する。

<設例：コンセッションナリー・ローン① 借手：金利のコンセッション（設例 20（IE153 項～IE155 項）を一部加工して作成）>

地方当局は国際機関から 5 百万 CU の資金を受取った。今後 5 年間の一次医療機関の建設目的である。取決めに基づく今後 5 年の返済は以下のとおり。

1 年目：返済なし

2 年目：元本の 10%

3 年目：元本の 20%

4 年目：元本の 30%

5 年目：元本の 40%

金利は残高に対し 5%、毎年末払い。類似取引に対する市場レートは 10%。

① 当初認識時の仕訳

現預金	5,000,000	借入金	4,215,450
		負債／非交換収益	784,550

借入金の割引現在価値 $4,215,450 = (\text{金利 } 250,000 / 1.10) + ((\text{金利 } 250,000 + \text{元本 } 500,000) / 1.10^2) + ((\text{金利 } 225,000 + \text{元本 } 1,000,000) / 1.10^3) + ((\text{金利 } 175,000 + \text{元本 } 1,500,000) / 1.10^4) + ((\text{金利 } 100,000 + \text{元本 } 2,000,000) / 1.10^5)$

② 1 年目の期末の仕訳

支払利息	421,545	借入金	421,545
借入金	250,000	現預金	250,000

支払利息 $421,545 = \text{借入金残高 } 4,215,450 \times \text{市場金利 } 10\%$

借入金の減少・実際金利 $250,000 = \text{借入金残高 } 5,000,000 \times \text{契約金利 } 5\%$

③ 2年目の期末の仕訳

支払利息	438,700	借入金	438,700
借入金	750,000	現預金	750,000

利息 438,700 = 借入金残高 (4,215,450 + 421,545 - 250,000) × 市場金利 10%

元利返済 750,000 = 借入金残高 5,000,000 × 契約金利 5% + 元本 500,000

④ 3年目の期末の仕訳

支払利息	407,569	借入金	407,569
借入金	1,225,000	現預金	1,225,000

利息 407,569 = 借入金残高 (4,386,995 + 438,700 - 750,000) × 市場金利 10%

元利返済 1,225,000 = 借入金残高 4,500,000 × 契約金利 5% + 元本 1,000,000

⑤ 4年目の期末の仕訳

支払利息	325,827	借入金	325,827
借入金	1,675,000	現預金	1,675,000

利息 325,827 = 借入金残高 (4,075,695 + 407,569 - 1,225,000) × 市場金利 10%

元利返済 1,675,000 = 借入金残高 3,500,000 × 契約金利 5% + 元本 1,500,000

⑥ 5年目の期末の仕訳

支払利息	190,909	借入金	190,909
借入金	2,100,000	現預金	2,100,000

利息 190,909 = 借入金残高 (3,258,264 + 325,827 - 1,675,000) × 市場金利 10%

元利返済 2,100,000 = 借入金残高 2,000,000 × 契約金利 5% + 元本 2,000,000

<設例：コンセッションナリー・ローン② 貸手：元本のコンセッション（設例 21 (IE156 項～IE161 項) を一部加工して作成>

教育省は適格な学生向けに低利の教育ローンを提供する。このローンは返済が4年目末まで猶予される。同省は年初に多数の学生に合計 250 百万 CU を以下の条件で貸し付けた。

1年目：返済なし

4年目：元本の 30%

5年目：元本の 30%

6年目：元本の 30%

6年目末の未返済残高（250 百万 CU の 10%）は、免除される。

未返済残高に対する金利は 11.5% で、毎年未払い。市場金利も 11.5%。

(a) 償却原価シナリオ

第 39 項～第 44 項にしたがって貸付金を分類し、償却原価で測定することを決定。

① 当初認識時の仕訳

貸付金	236,989,595	現預金	250,000,000
費用	13,010,405		

貸付金の割引現在価値 $236,989,595 = (\text{金利 } 28,750,000 / 1.115) + (\text{金利 } 28,750,000 / 1.115^2) + (\text{金利 } 28,750,000 / 1.115^3) + ((\text{金利 } 28,750,000 + \text{元本 } 75,000,000) / 1.115^4) + ((\text{金利 } 20,125,000 + \text{元本 } 75,000,000) / 1.115^5) + ((\text{金利 } 11,500,000 + \text{元本 } 75,000,000) / 1.115^6)$

費用は元本と割引現在価値の差し引きで計算

② 1 年目の期末の仕訳

貸付金	27,253,803	受取利息	27,253,803
現預金	28,750,000	貸付金	28,750,000

受取利息 $27,253,803 = \text{貸付金割引現在価値 } 236,989,590 \times \text{市場金利 } 11.5\%$

実際金利 $28,750,000 = \text{貸付金残高 } 250,000,000 \times \text{契約金利 } 11.5\%$

③ 2 年目の期末の仕訳

貸付金	27,081,741	受取利息	27,081,741
現預金	28,750,000	貸付金	28,750,000

利息 $27,081,741 = \text{割引現在価値 } (236,989,590 + 27,253,803 - 28,750,000) \times \text{市場金利 } 11.5\%$

実際金利 $28,750,000 = \text{貸付金残高 } 250,000,000 \times \text{契約金利 } 11.5\%$

④ 3 年目の期末の仕訳

貸付金	26,889,881	受取利息	26,889,881
現預金	28,750,000	貸付金	28,750,000

利息 $26,889,881 = \text{割引現在価値 } (235,493,398 + 27,081,741 - 28,750,000) \times \text{市場金利 } 11.5\%$

実際金利 $28,750,000 = \text{貸付金残高 } 250,000,000 \times \text{契約金利 } 11.5\%$

⑤ 4 年目の期末の仕訳

貸付金	26,675,979	受取利息	26,675,979
-----	------------	------	------------

現預金	103,750,000	貸付金	103,750,000
-----	-------------	-----	-------------

利息 26,675,979 = 割引現在価値 (当期末残高 231,965,030) × 市場金利 11.5%

元利返済 103,750,000 = 貸付金残高 250,000,000 × 契約金利 11.5% + 元本 75,000,000

⑥ 5年目の期末の仕訳

貸付金	17,812,466	受取利息	17,812,466
現預金	95,125,000	貸付金	95,125,000

利息 17,812,466 = 割引現在価値 (当期末残高 154,891,009) × 市場金利 11.5%

元利返済 95,125,000 = 貸付金残高 175,000,000 × 契約金利 11.5% + 元本 75,000,000

⑦ 6年目の期末の仕訳

貸付金	8,921,525	受取利息	8,921,525
現預金	86,500,000	貸付金	86,500,000

利息 8,921,525 = 割引現在価値 (当期末残高 77,578,475) × 市場金利 11.5%

元利返済 86,500,000 = 貸付金残高 100,000,000 × 契約金利 11.5% + 元本 75,000,000

(b) 公正価値シナリオ

償却原価シナリオと同様の前提に加えて、教育省はいつでも貸付金の返済を求められることができる。その金額は、元本残高とその金利の支払いを実質的に反映するものではない。実質を判断して金融資産の分類を決めることになるが、この例ではキャッシュ・フローが元利金のみではないので、当期純余剰又は欠損を通じた公正価値測定が適切となる。

- ① 当初認識時の仕訳 (a) 償却原価シナリオと同じ。
- ② 1年目の期末の仕訳 (a) 償却原価シナリオと同じ。

③ 2年目の期末の仕訳

貸付金	27,081,741	受取利息	27,081,741
現預金	28,750,000	貸付金	28,750,000
公正価値修正	2,766,221	貸付金	2,766,221

3本目の仕訳として、公正価値修正が加わっている。

2年目末の市場金利は12%、期首は11.5%

2年目末の貸付金残高の公正価値は231,058,918 ← 所与の金額 (設例21のtable4)

公正価値修正 2,766,221

=公正価値 231,058,918-(前期末公正価値 235,493,398+27,081,741-28,750,000)

④ 3年目の期末の仕訳

貸付金	26,571,776	受取利息	26,571,776
現預金	28,750,000	貸付金	28,750,000
公正価値修正	2,620,867	貸付金	2,620,867

3年目末の市場金利は13%、期首は12%

3年目末の貸付金残高の公正価値は226,259,827←所与の金額(設例21のtable4)

公正価値修正 2,620,867

=公正価値 226,259,827-(前期末公正価値 231,058,918+26,571,776-28,750,000)

⑤ 4年目の期末の仕訳

貸付金	26,019,880	受取利息	26,019,880
現預金	103,750,000	貸付金	103,750,000
貸付金	1,472,217	公正価値修正	1,472,217

4年目末の市場金利は14%、期首は13%

4年目末の貸付金残高の公正価値は150,001,924←所与の金額(設例21のtable4)

公正価値修正 1,472,217

=公正価値 150,001,924-(前期末公正価値 226,259,827+26,019,880-103,750,000)

⑥ 5年目の期末の仕訳

貸付金	17,250,221	受取利息	17,250,221
現預金	95,125,000	貸付金	95,125,000
貸付金	3,750,048	公正価値修正	3,750,048

5年目末の市場金利は14%、期首は14%

5年目末の貸付金残高の公正価値は75,877,193←所与の金額(設例21のtable4)

公正価値修正 3,750,048

=公正価値 75,877,193-(前期末公正価値 150,001,924+17,250,221-95,125,000)

⑦ 6年目の期末の仕訳

貸付金	8,725,877	受取利息	8,725,877
現預金	86,500,000	貸付金	86,500,000

貸付金	1,896,930	公正価値修正	1,896,930
-----	-----------	--------	-----------

6年目末の市場金利は14%、期首は14%

6年目末の貸付金残高の公正価値は0

公正価値修正 1,896,930

=公正価値0 - (前期末公正価値 75,877,193 + 8,725,877 - 86,500,000)

25. 測定⑩：非交換取引から生じる資本性金融商品（AG128 項～AG130 項）

公的部門では、他の公的部門の主体に資金供給又は補助金を提供する手段として資本性金融商品が使用される場合がある。例えば、開発銀行の加盟者分担金や、特定の社会的プログラム又はサービス（シェルター、住宅補助、小規模事業支援など）を提供する主体に対する資本性金融商品が考えられる。

このような取引の当初認識時は、取引の実質（※）を検討し、提供される資金の一部又は全部が補助金に該当するかどうかを判断する必要がある。取引の一部が非交換取引に該当する場合、当該取引から生じる資産又は収益は IPSAS 第 23 号に従って会計処理する。補助金の提供主体は、当初認識時に補助金相当部分を費用として認識する。

資本性金融商品が生じる場合には、公正価値で当初認識し、以後は本基準に従って事後測定を行う。

※ 資本性金融商品と判断する証拠の例が適用ガイダンスに示されている（適用ガイダンス G4）。

26. 測定⑪：非交換取引から生じる金融保証（AG131 項～AG136 項）

公的部門では、無償又は名目的対価で金融保証を行うことがある。本基準は、契約による金融保証（実質的に契約による場合も含む）を対象とする。

金融保証の当初認識は、公正価値で行う。事後測定は、損失評価引当金の金額と、当初認識額のいずれか高い方で測定する。

<設例：名目的対価による金融保証（設例 23（IE173 項～IE176 項）を一部加工して作成>

- 企業 C は、A 国における主要な自動車メーカーである。
- 20X1 年 1 月 1 日に、政府 A（発行者）は、企業 B（貸手）に対して、企業 C（借手）の 20X3 年及び 20X5 年に返済期限が到来する 5 年間の貸付金の債務不履行の経済的影響に対して企業 C に補償する金融保証を締結する。
- 企業 C は、政府 A に対して名目的な対価である 5,000CU を支払う。
- 当初認識時に、政府 A は金融保証を公正価値で測定する。
- 測定技法を適用し、政府 A は金融保証契約の公正価値は、5,000,000CU であると判断する。
- 20X1 年には、政府 A は、信用リスクに必要な増加は生じていないと結論付けた
- 20X2 年に企業 C に影響する自動車産業の業績悪化が発生。企業 C は倒産回避のため、元本の初の返済の債務不履行を予想した。
- 残存期間にわたる予想信用損失は 25.5 百万 CU

① 当初認識時の仕訳

現預金	5,000	金融保証契約	5,000,000
費用	4,995,000		

② 1年目末の仕訳

金融保証契約	1,000,000	収益	1,000,000
--------	-----------	----	-----------

③ 2年目末の仕訳

金融保証契約	1,000,000	収益	1,000,000
費用	22,500,000	金融保証契約	22,500,000

残存期間にわたる予想信用損失 25.5 百万 CU－金融保証残高 3 百万 CU＝22.5 百万 CU

27. ヘッジ会計①：ヘッジ会計の目的及び範囲（第 113 項～第 115 項）

ヘッジ会計の目的は、財務諸表において主体のリスク管理活動の影響を表現することである。

IASB はヘッジ会計の改訂を一般ヘッジとマクロヘッジの二つに区分して行っている。一般ヘッジは、個別の資産・負債、又は内容の入れ替えがないポートフォリオを対象とする。一般ヘッジのプロジェクトは既に終了しており、本基準の元となる IFRS 第 9 号に反映されている。一方、マクロヘッジはポートフォリオを構成する個別項目ではなく、入れ替え可能なポートフォリオ全体を対象とする。マクロヘッジのプロジェクトは現在も進行中で、2018 年下半期に第 2 弾のディスカッション・ペーパーが公表された。

そこで IFRS 第 9 号では、金融商品のポートフォリオについて、金利リスクの公正価値ヘッジに関する IAS 第 39 号の要求事項を引き続き適用することを認めている。本基準でも、第 115 項において、IPSAS 第 29 号の関連条項の継続適用を認める同様の定めを置いている。

さらに、IFRS 第 9 号適用後も、マクロヘッジのプロジェクトが完了するまでは IAS 第 39 号のヘッジ会計を継続適用できる。本基準でも、第 179 項において、IPSAS 第 29 号のヘッジ会計の継続適用を認める同様の定めを置いている。

28. ヘッジ会計②：ヘッジ手段（第 116 項～第 121 項）

ヘッジ手段には、デリバティブだけでなく、非デリバティブ（現物）の金融資産又は金融負債も指定することができる。この点は IPSAS 第 29 号との差異である。ただし、ヘッジ手段にすることができるのは報告主体の外部当事者との契約のみである。

29. ヘッジ会計③：ヘッジ対象（第 122 項～第 128 項）

ヘッジ対象は、資産、負債、未認識の確定約定、予定取引、又は在外活動体に対する純投資のいずれも認められる。また、各項目のグループや、各項目の構成要素もヘッジ

対象として認められる。

30. ヘッジ会計④：ヘッジ会計の適格規準（第 129 項）

ヘッジ会計に適格なヘッジ関係は、以下の全てを満たす必要がある。

- (a) 適格なヘッジ手段及びヘッジ対象のみで構成されている
- (b) ヘッジ関係の開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジの実行に関する主体のリスク管理目的及び戦略の公式な指定と文書化があること。
- (c) ヘッジ有効性の要求事項をすべて満たすこと。ヘッジ有効性の要求事項としては、手段と対象の経済的關係、信用リスクの影響の程度、ヘッジ比率の3点が挙げられている。

ヘッジ有効性の評価は、少なくとも報告日ごとに将来に向けて行う（AG286 項）。IPSAS 第 29 号とは異なり、有効性に関する数値基準（80～125%など）は定められておらず、定性的な判定で足りる場合もある。その代わりに上記の経済的關係や信用リスクの影響の程度を見極める必要がある。

31. ヘッジ会計⑤：適格なヘッジ会計の会計処理（第 130 項～第 145 項）

ヘッジ会計には、以下の3種類がある。

公正価値ヘッジ	認識されている資産・負債、未認識の確定約定の公正価値の変動のうち、特定のリスクに起因し、当期純余剰又は欠損に影響する可能性がある場合、その公正価値変動のエクスポージャーに対するヘッジ
キャッシュ・フローヘッジ（以下「CFヘッジ」という。）	認識されている資産・負債、発生可能性の非常に高い予定取引に係る特定のリスクに起因し、かつ、当期純余剰又は欠損に影響する可能性があるキャッシュ・フローの変動のエクスポージャーに対するヘッジ
在外活動体に対する純投資のヘッジ	IPSAS 第 4 号「外国為替レート変動の影響」で定義

ヘッジの適格規準を満たしている場合、会計処理はそれぞれ以下になる。

ヘッジの種類	ヘッジ手段に係る利得又は損失	ヘッジ対象に係る利得又は損失
公正価値ヘッジ	当期純余剰又は欠損に認識	ヘッジ対象の帳簿価額を調整するとともに、当期純余剰又は欠損に認識
CFヘッジ	有効なヘッジ部分は、純資産・持分に認識 残りの部分（非有効部分）は、当期純余剰又は欠損に認識	ヘッジ対象に関連する資本の独立の内訳項目（CFヘッジ剰余金）を次のいずれか絶対値が低い方に修正（※） (1) ヘッジ手段に係る利得又は損失の累計額 (2) ヘッジ対象の公正価値の変動累計額
在外活動体に対する純投資のヘッジ	CFヘッジと同様	CFヘッジと同様

※CFヘッジ剰余金は、以下のとおり会計処理される。

- (1) 予定取引に係るヘッジの場合は、予定対象取引の実行により非金融資産又は非金融負債を認識する場合、又は予定取引の実行により公正価値ヘッジが適用される確定約定となった場合は、CFヘッジ剰余金を当該資産又は負債の当初原価に含める（組替調整ではないため、純資産・持分には影響しない）。
- (2) (1)以外のCFヘッジ剰余金から当期純余剰又は欠損に組替調整額として振替（ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが当期純余剰又は欠損に影響を与えるのと同じ期間にわたって行う）
- (3) ただし、当該金額が損失であり、回収不能と見込まれる場合は、当該額を当期純余剰又は欠損に即時認識

32. ヘッジ会計⑥：項目グループのヘッジ（第146項～第155項）

複数の資産・負債を組み合わせてヘッジ対象の項目グループとすることができる。この点は、IPSAS第29号と比べて自由度が高まっている。

項目グループにできる要件は、以下の3点である。

- (a) 適格なヘッジ対象項目の組み合わせであること、
- (b) 各項目がリスク管理上グループとして一括管理されていること、
- (c) 各項目のCFの変動性は全体的な変動制に比例しておらず、相殺しあうポジションが生じる場合に、為替リスクのヘッジであり、かつ、そのポジションを構

成する個々の予定取引が、いつ当期純余剰又は欠損に影響するかを、その内容及び数量とともに特定できていることである。

33. 発効日（第 156 項及び第 157 項）

本基準は 2022 年 1 月以降開始する事業年度から適用される。早期適用は認められる。

34. 経過措置（第 158 項～第 184 項）

本基準は IFRS 第 9 号と同様の経過措置を置いている。

一般原則	<ul style="list-style-type: none"> • 本基準は遡及適用する
分類及び測定	<ul style="list-style-type: none"> • 管理モデルの評価 • 元本及び利息のみの支払いかどうかの要件の評価 • 資本性金融商品への投資 • 公正価値オプションの指定 • 当期純余剰又は欠損を通じて公正価値で測定するものとして指定された負債に係る自己の信用リスク • 混合契約 • 実効金利法 • 相場価格のない資本性金融商品への投資
減損	<ul style="list-style-type: none"> • 減損の規定は IPSAS 第 3 号に従って遡及適用する
ヘッジ	<ul style="list-style-type: none"> • IASB のマクロヘッジのプロジェクトが完了するまで、IPSAS 第 29 号のヘッジ会計を適用することができる

35. 基準化に際して公開草案から変更された事項

IPSAS 第 41 号の基準開発に際して公開草案から変更された主な事項は、以下のとおりである。

- 金融商品の当初測定時は、公正価値での測定が原則である。例外として、短期債務及び短期債務について、割引の影響に重要性がない場合、当初請求金額での測定を認める規定を追加（第 60 項）。
- 購入又は組成した信用減損金融資産に関する規定は短期債権には適用しない規定を追加（第 89 項、BC20 項から BC24 項）。
- コンセSSIONナリー・ローンと購入又は組成した信用減損金融資産の関係及び区分について規定及び説明文を追加（AG121 項、AG122 項及び AG127 項、適用ガイダンス G5）。

- 非交換取引により生じる資本性金融商品の実質の分析について説明を追加（BC25項から BC26 項、適用ガイダンス G4）
- 連結財務諸表におけるヘッジ手段の指定について説明を追加（BC27 項から BC29 項）。
- 法域特有の事情に基づく設例ではなく、一般的な原則の適用を表す設例を開発したことの説明を追加（BC30 項から BC32 項）
- コンセSSIONナリー・ローンの支払いに関する設例の追加（設例 22 IE162 項から IE172 項）。

以 上